会　議　録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 白岡市情報公開・個人情報保護審議会 |
| 開催日 | 令和４年１０月１３日(木) |
| 開催時間 | 午後２時００分から午後２時４０分まで |
| 開催場所 | 会議室４０４ |
| 会長の氏名 | 内田　政喜 |
| 出席者（出席委員）の氏名・出席者数 | 中井　康広　　小野寺　晴美　　栗原　富智枝　　内田　政喜中村　輝久　　河合　修　　柳　和志７人 |
| 欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数 | ０人 |
| 説明員の職・氏名 | 総務課　髙澤　光 |
| 事務局職員の職・氏名 | 課長　長倉　健太郎　　主幹　島村　哲也　　主査　伊藤　拓真　　主事　髙澤　光 |
| その他会議出席者の職・氏名 |  |
| 会議次第 | 別添のとおり |
| 配布資料 | 別添のとおり |

|  |
| --- |
| 議事の経過 |
| 発言者 | 議事・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | 　次第に沿って会議の進行をなす。 |
| 会長 | 　あいさつをなす。 |
| 事務局 | 　出席委員数は７名であり会議の成立要件である過半数に達しているため、開会を宣する。 |
| 議長 | 　会長が議長となり、以下、議事を進行する。　次第３の個人情報の保護に関する法律の改正に伴う白岡市における個人情報保護制度の改正方針について、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 　個人情報の保護に関する法律の改正に伴う白岡市における個人情報保護制度の改正方針について、９月２７日開催の前回会議からの引き続きの案件である旨及び改正方針７点のうち１点ずつ説明し、その都度審議いただく旨について説明し、その後、改正方針１⑴手数料の額（保有個人情報）について、個人情報の保護に関する法律において、手数料の額は条例で定めるとされていること、現在、手数料を無料とし、写しの作成及び送付に要する費用を徴収していること及び改正方針について説明の上、住民負担等を考慮し、「①現在の運用と同様に、手数料を徴収せず、減額又は減免の規定を置く。」が適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| 議長 | 　質疑がないことを確認し、改正方針１⑴手数料の額（保有個人情報）を総務課案である「①現在の運用と同様に、手数料を徴収せず、減額又は減免の規定を置く。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 続いて、改正方針１⑵手数料の額（行政機関等匿名加工情報）について、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 　任意で実施することとされている行政機関等匿名加工情報の提案募集の制度概要、法により新設される制度であること及び改正方針について説明の上、提案募集の需要が少ないことが見込まれ、かつ、提案募集を実施することが確定次第、条例に手数料の額を定めれば良いことから、「①行政機関等匿名加工情報の提案の募集はせず、手数料の額は定めない。」が適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| 議長 | 　質疑がないことを確認し、改正方針１⑵手数料の額（行政機関等匿名加工情報）を総務課案である「①行政機関等匿名加工情報の提案の募集はせず、手数料の額は定めない。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 続いて、改正方針２⑴条例要配慮個人情報について、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 法で定める要配慮個人情報のほかに、地域特性に応じた配慮を要する個人情報として、条例要配慮個人情報を条例で規定することができること、法により追加される制度であること及び改正方針について説明の上、現行の条例における要配慮個人情報として、独自の内容を規定していないことから、「②条例要配慮個人情報を定めない。」が適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| 議長 | 　質疑がないことを確認し、改正方針２⑴条例要配慮個人情報を総務課案である「②条例要配慮個人情報を定めない。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 続いて、改正方針２⑵不開示情報について、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 　法は、個人情報保護制度における不開示情報と市の情報公開制度における不開示情報の整合性を保つため、法の定める不開示情報から除外又は追加することができるとしていること及び改正方針について説明の上、市の情報公開制度における不開示情報は、全て個人情報保護制度における不開示情報に含まれているため、「②法の定める不開示情報のまま運用する。」が適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| 議長 | 　質疑がないことを確認し、改正方針２⑵不開示情報を総務課案である「②法の定める不開示情報のまま運用する。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 続いて、改正方針３⑴個人情報取扱事務登録簿について、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 　個人情報ファイル簿に記載のない事項について、個人情報取扱事務登録簿を作成することができること、法により新設される制度であること及び改正方針について説明の上、国等の運用に則った「②個人情報ファイル簿のみ作成する。」が適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| 議長 | 　質疑がないことを確認し、改正方針３⑴個人情報取扱事務登録簿を総務課案である「②個人情報ファイル簿のみ作成する。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 続いて、改正方針３⑵開示決定等の期限について、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 　開示請求があった場合の決定等の期限について、法が原則３０日、かつ、延長３０日であるのに対し、現行の市の条例においては、原則１４日、かつ、延長は日数の制限がない規定となっており、日数に違いがある。法は、法の規定する日数を短縮する場合に限り、条例において規定することができるとしていること及び改正方針について説明の上、開示手続に大きな違いは生じないため、従来の日数を維持すべきであるため、「①市の条例に合わせて短縮する。」とし、原則１４日、かつ、延長３０日とすることが適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| Ａ委員 | 個人情報の開示請求に係る開示請求で、開示決定までに１４日以上かかった事例はあるか。 |
| 説明員 | 　過去にそういった事例はない。 |
| Ａ委員　　 | 今後も１４日以内に完結するような運用を心掛けていただきたい。 |
| 議長 | 　ほかに質疑がないことを確認し、改正方針３⑵開示決定等の期限を総務課案である「①市の条例に合わせて短縮する。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 続いて、改正方針３⑶審議会の位置付けについて、総務課の説明を求める。 |
| 説明員 | 　国の示すガイドライン等では、市が現在実施している白岡市情報公開・個人情報保護審議会へのオンライン結合等の類型的な諮問については、条例に規定してはならず、サイバーセキュリティ等の専門的な知見を有することについてのみ諮問することができ、個人情報保護制度の運用に関して生じた疑問は、個人情報保護委員会に確認すべきであるとしている。現在、市において、条例上、審議会への諮問が必要とされている事項に係る法の運用及び改正方針について説明の上、現在、諮問事項としている事項が条例に規定することができなくなるため、「①個人情報に関して、現在実施している類型的な諮問がなくなることから、情報公開・個人情報保護審議会を情報公開審議会とする。」とし、かつ、情報公開審議会を常設とするのではなく、案件がある場合に委員の委嘱を行い、案件の諮問が終了次第、解散する運用が適切と考えていることについて説明をなす。 |
| 議長 | 　総務課からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。 |
| Ｂ委員 | 審議会はなくなるということか。 |
| 説明員 | 　情報公開・個人情報保護審議会のうち、個人情報保護に関する審議会機能がなくなることにより、名称が、情報公開審議会となる。　また、現在は、常に委員を置いているが総務課案の場合、情報公開に関する諮問事項が生じた場合に初めて委員の委嘱を実施することとなる。 |
| Ｃ委員 | 　資料の中にある、個人情報の保管等に関する市民からの相談は、法の規定なしとなっているが、なくなって問題ないのか。 |
| 説明員 | 　相談に関する規定は、市民から相談の申出を受けた場合に、市だけでは判断しがたいような案件があった場合に、審議会の意見を聴くための規定であるが、今後は、国の示すガイドライン等に則り、市で判断が難しい場合には、個人情報保護委員会に意見を求めることができるため、問題ないと考えている。 |
| 議長 | 　ほかに質疑がないことを確認し、改正方針３⑶審議会の位置付けを総務課案である「①個人情報に関して、現在実施している類型的な諮問がなくなることから、情報公開・個人情報保護審議会を情報公開審議会とする。」とするについて各委員に承認を求め、承認を得る。 |
| 議長 | 　以上で本日の議題が終了したことを宣し、事務局から何かあるかと発言をなす。 |
| 説明員 | 　次第４のその他として、委員報酬・費用弁償の支払い及び次回の審議会の開催日時が令和４年１１月４日を予定している旨説明をなす。 |
| 議長 | 　質疑がないことを確認し、議長の任を解き、進行を事務局に戻す。 |
| 事務局 | 　会議の閉会を宣する。 |
| 議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。　　令和　　年　　月　　日 |